

令和5年度一宮町保育所等利用調整基準表

基準指数		基準点
外勤・自営業(中心者)		
1日7時間以上	月間従事日数20日以上	10
1日6時間以上		9
1日4時間以上		7
1日7時間以上	月間従事日数12日以上	7
1日6時間以上		6
1日4時間以上		5
上記以外で月48時間以上の労働		4
自営業(協力者)		
1日7時間以上	月間従事日数20日以上	9
1日6時間以上		8
1日4時間以上		6
1日7時間以上	月間従事日数12日以上	6
1日6時間以上		5
1日4時間以上		4
上記以外で月48時間以上の労働		3
出産	出産予定月の2か月前から出産後3か月以内	9
疾病等	入院(おおむね1か月以上)	10
	自宅療養(常時病臥)、感染性	10
	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	8
	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	3
障害	身障1級2級、精1級、療育A	10
	身障3～6級、精2級3級、療育B	9
看護・介護・付添	居宅外 上記「居宅外労働」の基準点を準用	
	居宅内 身障1級2級、精1級、療育A	9
	居宅内 身障3～6級、精2級3級、療育B	6
震災・風水害・火災その他の復興にあたっている場合		10
要支援(虐待・DV)		10
学校通学、職業訓練校通所	上記「居宅外労働」の基準点を準用	
求職中	ハローワークカードの提出がある場合	2
	ハローワークカードの提出がない場合	1

同点となった場合の優先順位	
1	一宮町在住者(転入予定者を含む)
2	ひとり親世帯、離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯
3	養育している未就学児の人数が多い世帯
4	利用申込みが保留となっている期間が長い世帯
5	世帯収入の合算額が低い世帯

調整指数		基準点
世帯	ひとり親世帯又は離婚調停により配偶者と別居中の世帯(65歳未満の同居親族がいる場合を除く)	3
	上記以外の世帯で生活保護世帯	2
	上記以外の世帯で65歳未満の同居親族がいるひとり親世帯等の世帯	1
	父母の一方が単身赴任により長期不在の場合(65歳未満の同居親族がいる場合を除く)	1
	同一敷地内に居住する65歳未満の祖父母等親族が保育できると認められた場合	△2
	入所等の申込みをする児童以外に養育する児童があり、当該児童については入所等の申込みを行わない場合(幼稚園等その他施設に通所している場合を除く)	△3
	申込み時点で、保護者が通常家庭では存在しない危険物を扱う業務に従事しているが、他に児童を保育する者がなく、やむを得ず職場で保育している場合	1
	保育料を滞納している場合(修了児・退所児も含む)	△3
	町外在住者(町外在勤者) ※入所前月末日までの転入予定者を除く	△6
	町外在住者(保護者のいずれかが町内在勤) ※入所前月末日までの転入予定者を除く	△4
保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。)	2
	父又は母が産後休暇又は育児休暇明けの場合	2
	保育士等・看護師・栄養士又は介護職員として町内福祉施設に勤務することが明らかな場合(各資格により)	3～1
	就労実績が1か月に満たない場合 ※ただし2か月以内に従前の勤務実績があり、就労状況が継続していると判断できる場合には適用しない(証明書が必要)。	△1
児童	児童福祉の観点から保育の利用が必要と認められた場合 緊急度が高いと判断される場合は指数に従わず判断し得る	
	きょうだいが既に入所	2
	きょうだいが入所している保育施設への変更を希望する場合	
	きょうだいが同時に申請	保育の実施を受けていない児童が保育の実施を受けていない当該児童の兄弟姉妹と同時に申し込みをする場合
	障害児である場合	発達支援が必要と認められた場合
	保育が必要な状態で、一時保育又は町外の保育施設を利用していることが明らかな場合	

各指数における注意事項	
基準指数	・保護者(父母)それぞれの状況に基づき認定し、合算する。 ・保護者が1人のときは指数に10点を加える。 ・指数の最高は20とする。 ・複数の要件に該当する場合は、点数の高いほうを採用する。 ・父母が同じ居宅内労働の場合は1人を協力者とみなす。 ・労働時間は、休憩時間を含む。
調整指数	・保育料を決定するための市町村民税所得割額が非課税の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)又は複数の児童が入所する場合において、実費徴収の負担を考慮し調整を行う。 ・福祉施設勤務の加算により入所が決定した後、自己都合により6ヶ月以内にその専門以外の職に転職した場合は入所の再調整を行う。 ・表に掲げるほか特に調整が必要が生じた場合は、状況を勘案して町長が決定するものとする。